

2018年5月2日

## 「知的財産推進計画 2018」に関する意見

相澤英孝

知的財産推進計画の策定も、10年を超えて継続するところとなった。そこで、これまでの計画の達成状況をも踏まえた再検討が行われたことは評価したい。

しかしながら、その再検討にあたって、知的財産権の財産権であることを踏まえ、財産権の経済的機能を踏まえた検討が行われているかについては、疑問を感じざるを得ない。財産権がその経済的価値を権利者に保証することが、産業革命以降の経済発展の基礎となったことに対する認識が十分になされているとは言い難い。

現代の日本社会がモノの社会から脱することが難しいという状況も、モノに関する財産権に対する評価が確立しているのに対し、情報に関する財産権である知的財産権に対する評価が確立していないことにも、その一因があるものと考えられる。知的財産権の評価を確立させていくためには、裁判上の権利の実現に対する制度整備をしなければならない。この側面で、米国やドイツに遥かに遅れていることに対する認識を踏まえた制度整備が進められることが期待される。

今年の検証評価企画委員会において、価値評価が重要な課題として取り上げられたことには、知的財産権の財産権としての認識を深めるものとして意義があるものと考えられ、今後も、検討が進められることが期待される。

21世紀の日本の経済発展のためには、これまでのモノの輸出に頼った経済構造からの転換もしていかななければならない。新興国や発展途上国の経済発展に伴い、これらの国における日本の技術開発成果からの利益を保証するためには、これらの国で知的財産権の確立がなされなければならない。

そのためには、TPPに留まることなく積極的に国際交渉を進めなければならない。そして、その国際交渉の前提となるのが、日本の制度整備である。これからの日本の国際交渉では、日本の制度を整備して、各国に日本並みを求めていくことも、交渉態度の一つとして考えていかななければならない。